

(仮称) 仙南クリーンセンター整備運営事業に係る実施方針の公表
について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」第5条第3項の規定により、(仮称) 仙南クリーンセンター整備運営事業に係る実施方針を次のとおり公表します。

平成24年10月15日

仙南地域広域行政事務組合
理事長 風 間 康 静

(仮称) 仙南クリーンセンター整備運営事業に係る実施方針
(別 紙)

なお、「実施方針」は、仙南地域広域行政事務組合総合庁舎2階業務課にてご覧になれます。